

農業経営基盤の強化の 促進に関する基本方針

(魅力とやりがいのある農業をめざして)

平成12年3月

栃 木 県

基本方針策定の考え方

1 基本方針策定及び見直しの趣旨

国は、平成4年6月に「新しい食料・農業・農村施策の方向」を公表し、その具体策の一環として、平成5年8月に農業経営基盤強化促進法を施行した。これにより「明日の農業を担う経営体を育成する仕組み」が整備され、経営規模の拡大や生産方式の合理化等経営の改善を図ろうとする農業者に対する支援措置が強化された。

これを受けて県では、目指すべき農業経営や農業構造を明確化した基本方針を平成5年11月に策定し、農地保有合理化事業や農業経営基盤強化促進事業等を積極的に活用し、認定農業者の確保・育成や認定農業者等への農地の集積を進めてきた。

平成10年12月、国は自給率の低下や担い手の弱体化、耕作放棄地の増加、農業従事者の高齢化等の農業を巡る諸問題に対して農政を抜本的に改革するため「農政改革大綱」を公表した。

またこの改革を実現するため、平成11年7月、食料の安定供給の確保、農業・農村の多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、農村の振興を柱とする食料・農業・農村基本法が制定された。

このような中で県基本方針については、これまでの成果や農政改革大綱、食料・農業・農村基本法を踏まえ、栃木県農業振興計画との整合性を図り、農業経営基盤強化促進法第5条により見直しを行った。

なお、本基本方針の計画期間は、平成12年3月から10年間とする。

2 基本方針の役割と性格

本基本方針は、農業経営基盤強化促進法の趣旨に沿って、農地の流動化の一層の推進等を通じた土地利用型農業を中心とする担い手の育成の目標及び農業構造の目標等を地域別に明らかにすることにより、本県における農業経営基盤の強化を促進する基本的指針とするとともに、市町村が策定する基本構想の指針とする。

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 本県農業の方向

本県農業は、首都圏に位置する地理的優位性を最大限に生かした農業振興の基本目標として、米麦・園芸・畜産の調和のとれた首都圏農業の確立を掲げ、魅力とやりがいのある産業としての農業の確立を図ることを目指している。

このため、農業の持つ公益的で多面的な機能を生かしながら、効率的かつ安定的な農業経営体を始めとする担い手の確保・育成、環境に配慮した持続的農業の推進、収益性が高くやりがいと魅力ある産業としての農業の推進、消費者の視点を生かした流通体制の整備等の施策を総合的に実施していくことが重要である。

特に、担い手の確保・育成については、今後とも積極的に認定農業者の確保・育成を図ることとし、女性農業者や青年農業者に対しても認定農業者への誘導を図る。また、地域における合意形成を基本に、農業生産の中核となる認定農業者等と小規模な兼業農家、高齢農家等との役割分担を図りつつ、認定農業者等への農地の利用集積等により稲・麦・大豆を中心とした総合的な土地利用型農業の体質強化を図るとともに、園芸・畜産等の効率的な経営を推進し、育成すべき経営体の経営の発展を図る。

また、これらにより地域全体で首都圏農業の確立が図られるような農業生産のシステムづくりを推進する。

2 具体的施策の方向

今後10年間を見通し、育成すべき農業経営体の目標及び目指すべき農業構造の明確化を図り、それらの実現に向けて各種施策を展開し、効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図るものとする。なお、経営体だけでは農業生産の相当部分を担うことが困難な場合もあること等から、地域農業の維持・発展のために必要な多様な担い手像を示すものとする。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営体の育成

魅力とやりがいのある農業を実現するため、農業者の創意と工夫により、地域の他産業従事者と均衡する水準の労働時間と生涯所得が確保できる農業経営の目標を次のとおりとする。

主たる従事者一人当たり	
年間総労働時間	2,000時間
年間農業所得	800万円

また、このような農業経営を行う者が地域の農業生産の相当部分を担うようなことができる農業構造の確立を図る。

これらの目標を達成するため、効率的かつ安定的な農業経営体の確保・育成を重点的に行い、実効を上げるため次の施策を総合的に推進する。

- ① 経営体育成のための活動強化
- ② 経営体育成のための支援措置の充実
- ③ ゆとりある経営の推進
- ④ 地域営農体制の確立
- ⑤ 農用地利用調整活動の強化
- ⑥ 農業公社等農地保有合理化法人の充実
- ⑦ 農用地利用集積のための助成制度の充実

(2) 地域の実情に即した多様な担い手の位置づけ

効率的かつ安定的な農業経営体の育成を基本としつつ、県内各地域の実態に即した多様な担い手を以下のように位置づけ、その育成を図る。

① 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営体を補完する受託組織等

農作業の受託等を通じて育成すべき効率的かつ安定的な農業経営体を補完するものとして、市町村、農協等が参画した第3セクター組織、また、サービス事業体や高齢者等を活用した農作業受託組織の育成を図る。

② 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営体の育成母体となる生産組織

農地管理において重要な役割を担う集落営農等の中心となる生産組織については、経営の効率化を図るため協業経営化や法人化できるよう育成する。また、集積した農地をオペレーターに分配する等により、オペレーター等が個別経営体等に発展出来るよう効率的かつ安定的な経営体の育成母体として育成する。

(3) 地域別経営体育成の方向

各地域において一層の農地の流動化を推進し、地域の実情に即した経営の推進により効率的かつ安定的な経営体の育成を図る。

また、個別経営体・組織経営体に加え、それぞれの地域の実情に即し必要に応じて多様な担い手を位置づけ、育成を図るものとする。

ア 県北地域（塩谷、那須、南那須地域）

この地域は、主に稲・麦・大豆等の土地利用型農業を基幹とした大規模な単一経営及び転作田の有効活用等により土地利用型作物と露地野菜等の園芸作物とを組み合わせた準単一複合経営を中心に、施設園芸と稲作等とを組み合わせた複合経営や稲作部門の外部委託等による集約型の施設園芸単一経営の個別経営体・組織経営体を育成する。

畜産については、家畜糞尿処理施設の整備推進等を図りつつ、酪農においては飼養頭数に見合った自給飼料確保のための農地の集積を推進して経営安定を図り、肉用牛繁殖経営については、良質自給飼料を活用した稲作等との組み合わせによる準単一複合経営を中心に育成を図る。

また、稲作等の主要作業を受託する営農集団や組織経営体を育成する。

イ 県央地域（河内、上都賀、芳賀地域）

この地域は、主に稲・麦・大豆等の土地利用型農業を基幹とした大規模な単一経営及び転作田の有効活用等により、土地利用型作物と露地野菜等の園芸作物とを組み合わせた準単一複合経営や複合経営、更に稲作部門の外部委託等による集約型の施設園芸単一経営を中心に個別経営体・組織経営体を育成する。

畜産については、家畜糞尿処理施設の整備推進等を図りつつ、養豚、肉牛肥育等を中心に経営体質を強化した単一経営を中心に育成する。

また、稲作等の主要作業を受託する営農集団や組織経営体を育成する。

ウ 県南地域（下都賀、安足地域）

この地域は、米麦二毛作に大豆等を組み合わせた土地利用型の単一経営及び転作田の有効活用等により土地利用型作物と露地野菜等の園芸作物とを組み合わせた準単一複合経営や複合経営、更に稲作部門の外部委託等による集約型の施設園芸単一経営を中心に個別経営体・組織経営体を育成する。

畜産については、家畜糞尿処理施設の整備推進等を図りつつ、肉牛肥育を中心に経済肥育により経営体質を強化し単一経営を中心に育成する。

また、稲作等の主要作業を受託する営農集団や組織経営体を育成する。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

効率的かつ安定的な農業経営体を育成するため、個別経営体・組織経営体の主要なモデル的経営類型について、その基本的指標を地域の実態及び農業生産の方向に即して次の観点から示すものとする。

- ① モデル的経営類型は、適応地域の特色を生かした類型とした。
- ② 個別経営体の年間所得目標を、主たる従事者一人当たり800万円程度とした。
- ③ 水田面積のおおむね30%を稲以外の作付けとした。
- ④ 主たる従事者1人当たりの年間総労働時間は、おおむね2,000時間とし、休日は1週間当たり1日確保することを原則とした。また、保有労働時間を上回った場合は、雇用労働力を導入することとした。
組織経営体における主たる従事者は3人とした。
- ⑤ 水稻の作付けが小面積の場合は、土地利用型の経営体等に作業を委託することとし、経営類型に水稻を加えないこととした。

モデル的経営類型の適応地域

	主な適応地域 経営類型名	河内	上都	芳賀	下都	塩谷	那須	南那	安足
			賀		賀			須	
1	水稲+麦+大豆	○	○	○	○	○	○	○	○
2	水稲+うど		○			○	○	○	
3	水稲+麦+しゅんぎく+ねぎ	○	○	○	○	○	○	○	○
4	水稲+麦+夏秋なす+ねぎ	○		○	○	○	○	○	
5	いちご	○	○	○	○	○	○	○	○
6	冬春トマト	○	○	○	○	○	○	○	○
7	冬春きゅうり+秋きゅうり	○	○	○	○	○	○	○	○
8	にら	○	○	○	○	○	○	○	○
9	ほうれんそう+だいこん		○			○	○		
10	トマト+レタス+水稲	○		○	○				
11	たまねぎ+水稲	○	○	○	○	○			○
12	こんにゃく+水稲		○	○				○	
13	なし	○	○	○	○	○	○	○	○
14	ぶどう				○				
15	スプレーギク	○	○	○		○	○		
16	鉢物（シクラメン等）	○	○	○	○	○	○	○	○
17	酪農	○	○	○	○	○	○	○	○
18	肉用牛（肉専繁殖）+水稲	○	○	○		○	○	○	
19	肉用牛（肉専肥育）	○	○	○	○	○	○	○	○
20	養豚	○	○	○	○	○	○	○	○
21	組織経営体（水稲+麦+大豆 50ha規模）	○	○	○	○	○	○	○	○
	計	17	18	18	16	18	17	16	13

モデル的経営類型の指標

(個別経営体)

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
No. 1 水稲 + 麦 + 大豆	<作付面積等> 水稲=10.5ha 麦= 4.5ha 大豆= 4.5ha <経営面積> 15.0ha	<資本装備> ・トラクター(34ps) 1台 ・田植機(6条植) 1台 ・コンバイン(4条刈) 1台 ・乾燥はRC、CE利用 又は、乾燥機 (30・24石)各1台 ・大豆収穫、選別機1/3式 <その他> ・麦、大豆は水田作とし、 二毛作とする。 ・作付けの団地化	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入
No. 2 水稲 + うど	<作付面積等> 水稲= 5.0ha うど= 2.5ha <経営面積> 7.5ha	<資本装備> ・トラクター(25ps) 1台 ・田植機(5条植) 1台 ・コンバイン(3条刈) 1台 ・乾燥はRC、CE利用 又は乾燥機(30石) 1台 <その他> ・うどは水田作とする。 ・作付けの団地化。	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入
No. 3 水稲 + 麦 + しゅんぎく + ねぎ	<作付面積等> 水稲= 4.5ha 麦= 1.5ha しゅんぎく= 0.15ha ねぎ= 0.2ha <経営面積> 6.4ha	<資本装備> ・トラクター(34ps) 1台 ロータリー ブロードキャスター ・田植機(5条植) 1台 ・コンバイン(3条刈) 1台 ・乾燥はRC、CE利用 又は乾燥機(30石) 2台 <その他> ・しゅんぎく、ねぎ、麦は水田作とする。 ・作付けの団地化。	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入
No. 4 水稲 + 麦 + 夏秋なす + ねぎ	<作付面積等> 水稲= 4.5ha 麦= 1.5ha 夏秋なす= 0.3ha ねぎ= 0.5ha <経営面積> 6.8ha	<資本装備> ・トラクター(34ps) 1台 ロータリー ブロードキャスター ・田植機(5条植) 1台 ・コンバイン(3条刈) 1台 ・乾燥はRC、CE利用 又は乾燥機(30石) 2台 <その他> ・ねぎ、夏秋なすは水田作とする。 ・作付けの団地化。	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入
No. 5 いちご	<作付面積等> いちご=0.4ha <経営面積> 0.4ha	<資本装備> ・ピニールハウス (4,000㎡) 自動換気・カーテン装置 夜冷施設、予冷施設装備 <その他> 出荷規格の簡素化	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・収穫期に臨時雇用の導入

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事者の態様等
No. 6 冬春 トマト	<作付面積等> 冬春トマト= 0.4ha <経営面積> 0.4ha	<資本装備> ・大型連棟ハウス (2,000m ² ×2棟) 他	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・収穫期に臨時雇用の導入
No. 7 冬春きゅうり + 秋きゅうり	<作付け面積等> 冬春きゅうり= 0.4ha 秋きゅうり= 0.2ha <経営面積> 0.4ha	<資本装備> ・大型連棟ハウス (2,000m ² ×2棟) 他	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・収穫期に臨時雇用の導入
No. 8 にら	<作付面積等> にら= 0.9ha <経営面積> 0.9ha	<資本装備> ・ビニールハウス (9,000m ²) ・にら榨取機 <その他>	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・収穫期に臨時雇用の導入
No. 9 ほうれんそう + だいこん (高冷地野菜)	<作付面積等> ほうれんそう= 0.7ha だいこん= 3ha <経営面積> 3.7ha	<資本装備> ・トラクター(60ps) 1/4台 トラクター(22ps) 1台 ・予冷施設 ・雨よけハウス (7,000m ²) <その他>	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・収穫期に臨時雇用の導入
No. 10 トマト + レタス + 水稲	<作付面積等> トマト= 0.3ha レタス= 0.9ha 水稲= 2.8ha <経営面積> 4.0ha	<資本装備> ・トラクター(22ps) 1台 ・大型連棟ハウス (1,500m ² ×2棟) ・小トンネルハウス (70a) ・田植機(5条植) 1/2台 ・コンバイン(3条刈) 1/2台 ・乾燥はRC、CE利用 又は乾燥機(24石) 1台 <その他>	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・収穫期に臨時雇用の導入
No. 11 たまねぎ + 水稲	<作付面積等> たまねぎ= 2.0ha 水稲= 4.8ha <経営面積> 6.8ha	<資本装備> ・トラクター(22ps) 1台 ・田植機(5条植) 1/2台 ・コンバイン(3条刈) 1/2台 ・乾燥はRC、CE利用 又は乾燥機(24石) 1台 ・たまねぎ省力機械化体系	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・収穫期に臨時雇用の導入

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
No.12 こんにゃく + 水稲	<作付面積等> こんにゃく= 2.5ha 水稲= 2.5ha <経営面積> 5ha	<資本装備> ・トラクター(30ps) 1/2台 ・貯蔵庫(83m ³) ・生子植付機 ・田植機(5条植) 1/2台 ・コンバイン(3条刈) 1/2台 ・乾燥はRC、CE利用 又は乾燥機(24石) 1台	・複式簿記 記帳 ・青色申告 の実施	・家族経営 協定に基 づく給料 制、休日 制の導入 ・臨時雇用 の導入
No.13 なし	<作付面積等> なし= 2.5ha <経営面積> 2.5ha	<資本装備> ・トラクター(22ps) 1台 ・スピードスプレーヤー (500L) 1/2台 ・ハンマーナイフモアー 1台 (幅80cm) ・多目的防災網(250a)	・複式簿記 記帳 ・青色申告 の実施	・家族経営 協定に基 づく給料 制、休日 制の導入 ・臨時雇用 の導入
No.14 ぶどう	<作付面積等> ぶどう= 1.5ha <経営面積> 1.5ha	<資本装備> ・トラクター(22ps) 1台 ・スピードスプレーヤー (500L) 1/2台 ・ハンマーナイフモアー 1台 (幅80cm) ・多目的防災網(80a) ・ハウス(35a) ・雨よけハウス(35a)	・複式簿記 記帳 ・青色申告 の実施	・家族経営 協定に基 づく給料 制、休日 制導入 ・臨時雇用 の導入
No.15 スプレー ギク	<作付面積等> スプレーギク= 0.5ha <経営面積> 0.5ha	<資本装備> ・ガラス温室 (1,650m ²) ・ビニールハウス (1,650m ²) ・灌水施設 (3,300m ²) ・冷蔵庫 他	・複式簿記 記帳 ・青色申告 の実施	・家族経営 協定に基 づく給料 制、休日 制の導入 ・常時雇用 の導入
No.16 鉢物 (シクラ メン等)	<作付面積等> 鉢物= 0.2ha (シクラメン、 ハイドランジア) <経営面積> 0.2ha	<資本装備> ・ガラス温室 (1,000m ²) ・ビニールハウス (660m ²) ・暖房、灌水施設 (1,660m ²) ・鉢運搬車 1台 ・輸送車 1台 他	・複式簿記 記帳 ・青色申告 の実施	・家族経営 協定に基 づく給料 制、休日 制の導入 ・常時雇用 の導入

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
No.17 酪農	<作付面積等> 成牛= 40頭 育成牛= 15頭 飼料作物= 7ha <経営面積> 7ha	<資本装備> ・牛舎 1棟 440㎡ (バンクリーナ方式) ・サイロ 1棟 440㎡ (サイロクレーン装備) ・トラクター(68ps) 1/4台 トラクター(30ps) 1台 ・堆肥舎 1棟 ・尿溜 1基	・複式簿記 記帳 ・青色申告 の実施	・家族経営 協定に基づき給料 制、休日 制導入 ・常時雇用 の導入 ・ヘルパー の活用
No.18 肉用牛 (繁殖) + 水稲	<作付面積等> 成牛= 40頭 育成牛= 8頭 水稲= 3ha 飼料作物= 3ha <経営面積> 6ha	<資本装備> ・牛舎(400㎡) 1棟 ・サイロ(160㎡) 1棟 ・トラクター(28ps) 1台 ・堆肥舎 1棟 ・田植機(5条植) 1/2台 ・コンバイン(3条刈) 1/2台 ・乾燥はRC、CE利用 又は乾燥機(24石) 1台	・複式簿記 記帳 ・青色申告 の実施	・家族経営 協定に基づき給料 制、休日 制の導入 ・臨時雇用 の導入
No.19 肉用牛 (肉専 肥育)	<作付面積等> 肉牛= 120頭	<資本装備> ・牛舎(600㎡) 1棟 ・サイロ(30㎡) 1棟 ・トラクター(28ps) 1台 ・堆肥舎(300㎡) 1棟	・複式簿記 記帳 ・青色申告 の実施	・家族経営 協定に基づき給料 制、休日 制の導入 ・常時雇用 の導入
No.20 養豚	<作付面積等> 繁殖豚= 80頭 出荷肉豚= 1,600頭	<資本装備> ・繁殖豚舎(240㎡) 2棟 ・種雄豚舎(120㎡) 1棟 ・育成豚舎(80㎡) 1棟 ・分娩豚舎(58㎡) 1棟 ・肉豚舎(350㎡) 1棟 ・ふん尿処理施設 1基	・複式簿記 記帳 ・青色申告 の実施	・家族経営 協定に基づき給料 制、休日 制の導入 ・常時雇用 の導入

(組織経営体)

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
No.21 水稲 + 麦 + 大豆 (主たる従 事者3人)	<作付面積等> 水稲= 35ha 麦= 15ha 大豆= 15ha <経営面積> 50ha	<資本装備> ・トラクター(40、34 ps)各1台 ・田植機(6条植) 2台 ・コンバイン(4条刈) 2台 ・乾燥はRC、CE利用 又は乾燥機(30石) 1台 (24石) 2台 他 <その他> ・麦、大豆は水田作とし、 二毛作とする。 ・作付けの団地化。	・複式簿記 記帳 ・青色申告 の実施	・給料制の 導入、休 日制の導 入 ・従事者全 員の社会 保険への 加入 ・臨時雇用 の導入

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

- 1 効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、これらの経営体に対する農用地の利用集積に関する目標を、当面、次のとおりとする。

効率的かつ安定的な経営体が農用地利用に占めるシェアの目標
おおむね 40～50%

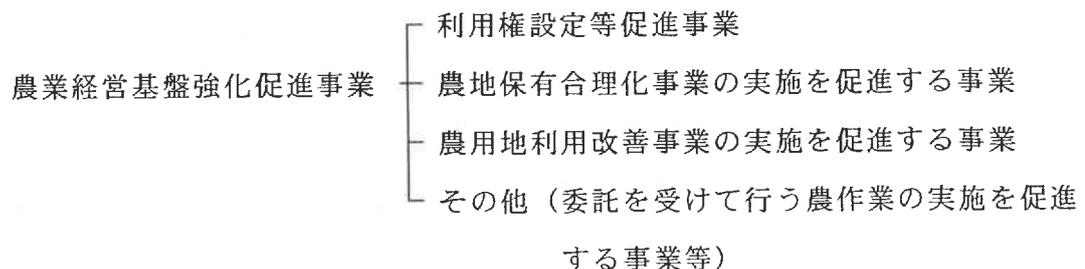
(注) シェアの目標には、基幹的農作業（水稲については、耕起・代かき、田植、収穫、その他の作物については、耕起、播種、収穫等）を3作業以上実施している農作業受託面積を含む。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項

- 1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的事項

効率的かつ安定的な農業経営体を育成し、これらの経営を営む者が地域の農用地利用に占める面積のシェアの目標を達成するため、今後10年間に、より一層の流動化を推進するとともに農作業受委託も併せて推進する等積極的に各種施策に取り組むものとする。

このため県は、構造政策を推進する目的で構成される協議会や関係機関・団体等との連携のもと、次の事業を活用して推進することとする。



特に、農地の流動化や農地の維持管理については、市町村段階の農地保有合理化法人(市町村農業公社、農業協同組合)の育成と活用を図る。

なお、農業経営基盤強化促進事業及び農地保有合理化事業を円滑に推進するためには、市町村、農業委員会、農業協同組合等が連携して土地利用調整等の活動に取り組むことが重要であるので、その推進体制の強化を図る。

さらに、これらの事業をより効果的に実施するため、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積その他農業経営基盤の強化を促進するための支援措置が効果的かつ重点的に実施されるよう、農業経営改善計画認定制度の普及を図る。

また、農業経営改善計画の期間が終了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

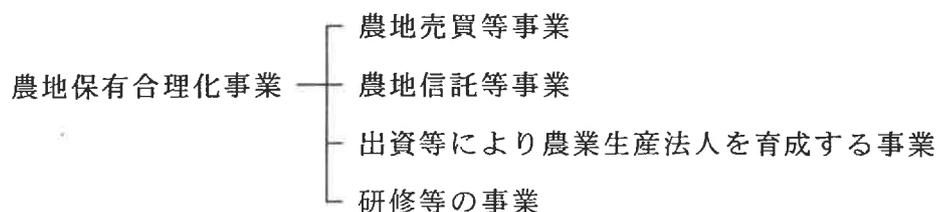
なお、経営体の育成に当たっては、経営の熟度に応じて法人化へ誘導するとともに、農業生産法人制度の趣旨に即して、健全な経営の育成に資するよう適正な運用に努める。

2 県の区域を事業実施区域として農地保有合理化事業を行う法人に関する事項

(1) 県の区域を事業実施区域として、農業経営基盤強化促進法第4条第2項に定める農地保有合理化事業を行う法人は、財団法人栃木県農業振興公社とする。

(2) 財団法人栃木県農業振興公社は、農地保有合理化法人の持つ農用地等の中間保有や再配分の機能を活用し、次に掲げる事業の範囲内において農地保有合理化事業を実施する。また、これらの事業実施に当たっては、市町村段階の農地保有合理化法人である市町村農業公社や農業協同組合との十分な連携のもと、効果的な推進を図る。

栃木県農業振興公社が担う農地保有合理化事業



3 市町村の区域を事業実施区域として農地保有合理化事業を行う法人の育成に関する事項

農業経営基盤強化促進事業を実効あるものとするためには、財団法人栃木県農業振興公社が有する機能を活用するとともに、これとの連携を図りながら、市町村段階の農地保有合理化法人が行う農地保有合理化事業等を促進することが重要である。

このため、市町村段階における農地保有合理化法人としての農業公社の設立を推進するとともに、市町村における農業経営の基盤の強化を推進する中心母体として、その機能の充実、強化を図る。また、同法人としての農業協同組合の機能の充実、強化を図る。

